

○包括外部監査の結果に基づく措置状況の公表

栃木県監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、栃木県知事から平成28年度包括外部監査結果に対して講じた措置について通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成30年3月28日

栃木県監査委員 佐藤 良
同 亀田 清
同 金井 弘行
同 石崎 均

行第201号
平成30年3月19日

栃木県監査委員 佐藤 良 様
同 亀田 清 様
同 金井 弘行 様
同 石崎 均 様

栃木県知事 福田 富一

平成28年度包括外部監査結果に対する措置について（通知）

このことについて、別添のとおり措置を講じましたので、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき通知します。

平成28年度包括外部監査結果に対する措置状況

子育て支援関連事業及び高齢者支援関連事業に係る財務事務の執行について

項目	監査結果	講じた措置
1 環境づくり (1) 子育て支援 ① 地域少子化対策強化事業費 (i) 業務委託設計書の記載について	随意契約による業務委託を行っているが、設計書の内訳を誤って重複して記載したため設計額と不整合となっている。金額によっては入札か随意契約かという手続にも影響を与える可能性があるため、設計書の作成に際しては、紛らわしい記載は行わない、あるいは、必要に応じて脚注を付すなど、入札回避という疑念を抱かれないように作成することが重要である。	平成28年度から設計書等の作成に当たっては、項目や内訳等の業務内容の記載について、紛らわしい記載を避け、脚注を付すなどして、分かりやすい表現に努めている。 (こども政策課)
② とちぎ未来クラブ		

<p>(i) とちぎ未来クラブに対する負担金の支出について</p>	<p>県はとちぎ未来クラブ事業費に対し負担金を交付しているが、決算時に多額の繰越金が継続して存在していたことから、早期に県の負担金額を削減すべきであった。</p>	<p>以前から事業量の見込を踏まえ、繰越金額も勘案した上で適正な県の負担金額を算定し削減を図ってきた。 引き続き県負担金については、予算額の精査に努めていく。 (こども政策課)</p>
<p>(2) 高齢者支援</p>		
<p>① 健康長寿とちぎづくり推進事業</p>		
<p>(i) 食生活・栄養情報相談等事業の実績報告に対する確認検査について</p>	<p>委託先の栃木県栄養士会から提出を受けた当該委託事業の実績報告書等は、合計金額等の記載があるものの、詳細な内訳の記載がないものであり、これらの実績報告書等に基づき実施した確認検査は、適切に行われているとは判断し難い。</p>	<p>実績報告においては、詳細な件数を含め、県の委託する内容が適切に実施されていることを確認できる記載とするよう平成29年3月に指導し、平成28年度事業に係る報告書からは是正した。 (健康増進課)</p>
<p>(ii) 食生活・栄養情報相談等事業の有効性について</p>	<p>当該委託事業の実績及び決算額等から考慮して、事業の実施の有無について再検討すべきである。また、事業継続とする場合は、より有効で効率的な方法を検討すべきである。</p>	<p>実績報告において詳細な相談件数等を確認した結果、出張相談等の件数の記載漏れがあり、平成28年度の実績件数は990件であったことを確認した。 健康の維持と生活習慣病の予防には、栄養・食生活に関する正しい知識が必要であり、また、これらに関する県民からの相談も多いため、様々な相談の場を提供することにより、効果的な事業の実施に努めていく。 (健康増進課)</p>
<p>② はつらつシルバー支援事業費</p>		
<p>(i) はつらつとちぎ21推進事業の委託料収支状況報告書の記載およびその確認検査について</p>	<p>当該委託事業の収支決算書等では、収入金額と支出金額の差額を埋めるために実際の支出ではない項目を用いて収支差額をゼロとして実績報告がなされており、不適切である。また、当該報告書に基づいて行われた確認検査も適切に行われているとは判断し難い。</p>	<p>委託業務が適切に実施されたことは検査により確認した。 今後、実績報告の確認検査について適切に対応していく。 (高齢対策課)</p>
<p>(ii) はつらつとちぎ21推進事業の委託方法について</p>	<p>一括で委託した①生きがい推進員運営事業、②ねんりんピックとちぎ開催事業、③全国健康福祉祭派遣事業の3事業のうち、①事業は他の②及び③の事業と別委託とすべきである。</p>	<p>生きがい推進員運営事業については他2事業と性格の異なる事業であることから、分割して契約する方向である。 (高齢対策課)</p>

<p>(iii) ねりんピックとちぎ開催事業の委託料の積算について</p>	<p>健康福祉協会に委託している「ねりんピックとちぎ開催事業」の積算において、保険料を税込金額として積算したのは誤りである。積算の際の消費税の取り扱いについて、再度確認すべきである。</p>	<p>平成29年度の委託料積算において課税対象経費と保険料等課税対象外経費を区分し精査した。 (高齢対策課)</p>
<p>③ 生きがい対策事業費 (i) シルバー人材センター支援事業の所管部署について</p>	<p>シルバー人材センター支援事業の所管部署について、本県においては、保健福祉部高齢対策課よりも産業労働観光部労働政策課の方が相応しいと思われる。</p>	<p>シルバー人材センターは、働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会に貢献することを目的とした組織である。その活動は、高齢対策課が推進する、意欲ある高齢者が、知識と経験を生かして地域社会の支え手として活躍する生涯現役社会の実現と合致するものであり、高齢対策課が所管することが適当であると思料する。 (高齢対策課)</p>
<p>(ii) 行政財産の使用許可に伴う使用料の減免基準について</p>	<p>とちぎ健康の森に入居している一般財団法人栃木県老人クラブ連合会に対する使用許可及び使用料の100%減免措置について、減免率の判断が適切か否か疑問であるが、使用料減免が適正に運用されるよう、管財課は判断基準の解釈を各財産主管課及び各財産管理者に周知すべきである。</p>	<p>収益を上げているかどうかの判断フロー図を作成し、平成29年2月21日付けで財産管理者宛通知した。 また、平成29年7月19日に開催した公有財産事務担当者を対象とした財産管理実務研修において、減免判断について周知徹底を図った。 (管財課)</p>
<p>2 施設整備</p>		
<p>(1) 共通 ① 消費税等の仕入控除税額の未報告について</p>	<p>県では補助事業者に対し消費税等の報告を求めておらず当該報告書等を受領していないため、補助事業者から当該報告書等の提出を受け、消費税等の返還を求める必要があるか検討すべきである。</p>	<p>各交付要領に基づき当該報告を行うよう、補助事業者に指導等を行い適切に対応する。 (高齢対策課、こども政策課)</p>
<p>(2) 子育て支援 ① 幼稚園耐震化事業 (i) 交付要領の計算式について</p>	<p>本體工事の補助基準額について、疑義が生じる計算式となっているため、県は国に照会し、慎重に取り組むべきであった。</p>	<p>国の交付要綱の取り扱いについて、疑義が生じた場合、速やかに国に照会して処理する。 (こども政策課)</p>
<p>② 幼稚園緊急環境</p>		

<p>整備事業</p> <p>(i) 補助対象設備の確認について</p>	<p>幼稚園緊急環境整備事業に係る設備整備事業において、一部に補助対象か否かの検討を要する案件が見受けられたが、積極的に国や施設に照会し、慎重に確認すべきであった。</p> <p>対象か否か等について国の判断を仰ぐ必要はあるが、対象外の場合、県は補助金の返還を求めべき可能性がある。</p>	<p>本事業において補助対象になるかどうか疑義がある場合には、その都度、国又は施設に対して確認を行ってきたところである。</p> <p>その結果、平成27年度事業については、国の審査において全て適正と判断され、返納となる事例はなかった。</p> <p>引き続き、丁寧な確認を心掛け、報告書の記載等も含め適正な事務執行に努めていく。</p> <p>(こども政策課)</p>
<p>③ 児童福祉施設整備助成費</p> <p>(i) 事業着手報告書等の未提出について</p>	<p>補助事業者に対し、交付要領に基づき事業着手報告書及び工事進捗状況調書の提出を求めべきである。</p>	<p>補助事業者から、平成28年11月1日に事業着手報告書(様式第5号)及び工事進捗状況調書(様式第6号)を徴取した。</p> <p>(こども政策課)</p>
<p>(3) 高齢者支援</p> <p>① 老人福祉施設整備費補助金</p> <p>(i) 事業完了報告書の遅延について</p>	<p>補助事業者に対し、交付要領に基づき正確な提出期限を案内し、事業完了報告書の期限内提出を求めべきである。</p>	<p>補助事業者に対して正確な提出期限を案内し、補助金交付要領に規定された期限内に事業完了報告書の提出を求めることとした。</p> <p>(高齢対策課)</p>
<p>② 介護基盤整備等事業費</p> <p>(i) 購入品目と合致しない入札参加業者の指名について</p> <p>(ii) 不自然な入札結果について</p>	<p>補助事業者が行った入札業者の選定において家電製品が定款目的にない業者が選定されており、合理性に乏しく不適切であった。</p> <p>県は補助事業者による入札が適正に行われていたか確認すべきであった。</p> <p>浴槽・電化製品一式について、補助事業者が行った入札の額に不自然な点が見受けられた。</p> <p>県は補助事業者による入札が適正に行われていたか確認すべきであった。</p>	<p>補助事業者による入札は適切に行われていたと認識している。</p> <p>引き続き、補助事業者に対して入札・契約手続が適正に執行されるよう、指導していく。</p> <p>(高齢対策課)</p> <p>補助事業者による入札は適切に行われていたと認識している。</p> <p>引き続き、交付申請時や補助事業に係る完了検査等の機会を捉え、入札・契約手続が適正に執行されるよう補助事業者に対して、指導していく。</p> <p>(高齢対策課)</p>
<p>3 施設運営</p> <p>(1) 子育て支援</p>		

① 子ども・子育て支援事業費

(i) 施設型給付事業費

(ア) 実績報告書の有効活用について

市町から県に提出されている実績報告書の添付資料「子どものための教育・保育給付費支弁台帳」は詳細な情報が記載されているため、当該情報の分析等、有効活用について検討いただきたい。

平成28年度から施設型給付費等の利用者負担額徴収金について、国基準額と市町基準額との差額を比較するなど、情報分析を行っている。

今後、更にどのような有効活用ができるかを検討していく。

(こども政策課)

(イ) 宇都宮市からの報告書の提出時期について

実績報告書について、宇都宮市に対して提出期限までに提出を求めべきである。

提出期限までに提出されるよう、宇都宮市に対して指導を行った。

(こども政策課)

(ii) 地域子ども・子育て支援事業費

(ア) 実績報告書の有効活用について

市町から県に提出されている実績報告書を有効活用し、「とちぎ子ども・子育て支援プラン」の目標値達成のため、目標値と乖離している場合、その現状や原因の分析等を実施いただきたい。

「とちぎ子ども・子育て支援プラン」の目標値達成に向け、実績報告書を活用し、事業の進捗が遅れている市町に対し、ヒアリング時に事業計画等を確認するなど、積極的な推進を働きかけた。

(こども政策課)

(イ) 乳児家庭への訪問実績について

乳児家庭全戸訪問事業は、全戸訪問を目標として、訪問できなかった理由を明確にして、未訪問者を減らす対応を講ずるべきである。

市町では4か月以内に訪問を実施しているが、里帰り出産等のケースでは、4か月以降の訪問となってしまう、実績として計上できない状況が見受けられるため、訪問対象者と連絡調整し、期間内に訪問できるよう市町に対して指導を行った。

(こども政策課)

② 私立幼稚園振興助成費

(i) 在籍園児数の適正化について

現在、県内私立幼稚園の中には、在籍園児数が定員を大きく超える私立幼稚園も存在することから、これらに対し県は在籍園児数の適正化の指導について厳格な対応をすべきである。

従前から財務関係調査、ヒアリング等を通じて、定員超過園については指導を行い、その改善を進めているところである。

今般、指摘を受けた超過率32.4%の園については、監査以前から定期的に協議を実施しており、幼児人口等の動向等を踏まえ、平成29年4月1日に定員増の認可を行ったところである。

平成29年5月1日現在において

<p>(ii) 市町との情報共有について</p>	<p>在籍園児数が定員に満たない施設があり、当該施設の定員枠の活用等で待機児童を受け入れることも可能と思われたため、市町実施の私立幼稚園の意向調査の結果等を有効に活用し、市町と緊密に連携を図りながら、認定こども園への移行を迷っている園に対して不安払拭に努めるなど、認定こども園の更なる設置促進に取り組むことを期待する。</p>	<p>定員を超過している園は3施設まで減少しており、引き続き適切に定員管理を行っていく。 (こども政策課)</p> <p>幼稚園児数が減少する中において、幼稚園が認定こども園に移行し、保育の受入枠として活用されることは、待機児童解消のためにも有効な対策である。 認定こども園の設置は着実に進んでおり、平成29年4月1日時点の待機児童数は131人となった。 幼稚園にとっては、より低年齢児の子どもを保育することに不安等もあることから、県としては市町と緊密に連携し、移行を希望する園に対し、認定こども園相談窓口の設置による相談対応や運営上の留意事項等に関する説明会の開催などを行い、引き続き、適切に対応していく。(こども政策課)</p>
<p>③ 特別保育事業等推進費 (i) 栃木県1歳児保育担当保育士増員事業での宇都宮市との情報共有について</p>	<p>県は、宇都宮市と1歳児保育担当保育士の情報を共有し、当該情報の有効活用を図ることで、保育所環境の強化を図っていただきたい。</p>	<p>平成28年度から宇都宮市との情報共有を図り、更なる連携強化に努めている。(こども政策課)</p>
<p>(2) 高齢者支援 ① 福祉マンパワー確保対策事業費 (i) 社会福祉施設職員等退職手当共済へ加入している法人の把握について</p> <p>② 介護人材緊急確保対策事業費 (i) 介護職員人材育成指針の有効活用について</p>	<p>社会福祉法人への委託に際して、退職給付費用(退職給付引当金繰入額)を積算基準としている場合、当該社会福祉法人が社会福祉施設職員等退職手当共済へ加入しているか否かにより、その積算額が異なるはずであることから、当該共済へ加入しているか否かを確認できる仕組みを構築する必要がある。</p> <p>県は平成27年度に「栃木県介護職員人材育成指針」を作成し、各介護施設・事業所等に配布してい</p>	<p>平成29年度から各社会福祉法人の所管課と加入施設及び加入者数が記載された名簿を共有し、社会福祉法人の社会福祉施設職員等退職手当共済への加入状況を確認できる仕組みを構築した。 (保健福祉課)</p> <p>栃木県介護職員人材育成指針に基づく各種事業の有効性や効果を検証するため、県及び関係機関か</p>

	<p>るが、指針を作成して終わらないように、今後は「栃木県介護職員人材育成指針」の有効性やその効果を確認していくべきである。</p>	<p>ら構成する「栃木県介護人材確保対策連絡調整会議」を平成28年4月25日に組織し、栃木県における介護人材確保対策のあり方について協議している。（保健福祉課）</p>
<p>③ 軽費老人ホーム運営助成費</p>		
<p>(i) 軽費老人ホームA型施設の入所率の向上について</p>	<p>入所率100%に近い施設が多い中、県内で1施設しかない軽費老人ホームA型施設の入所率は64.6%と低いことから、当該施設に対して入所率向上の努力を促し、必要に応じて対応策を社会福祉法人と協議をしていくべきである。</p>	<p>現在、当該軽費老人ホームA型施設は入所者がおらず、実体上事業が休止していることから、今後の法人の動向を見極め、適切に対応していく。（高齢対策課）</p>
<p>(ii) 宇都宮市との情報の共有について</p>	<p>県と宇都宮市がそれぞれ独自に管理している中、同市と情報を共有し、入居希望者が適切な施設へ入居できるよう柔軟な対応ができる仕組みを構築いただきたい。</p>	<p>宇都宮市が中核市となった平成8年度から、入居希望者への対応も含め、軽費老人ホームの運営に関する事等について、随時、情報共有を図っている。</p> <p>なお、これまでも本人の希望により適切な施設への入居は可能であり、柔軟な対応ができる仕組みとなっている。（高齢対策課）</p>
<p>(iii) 実績報告書の現地検査における人件費の検査について</p>	<p>人件費の検査については、給与台帳や実際の人員配置等と照らし合わせて確認する作業を現地検査に織り込むべきである。</p>	<p>平成28年度の補助金の現地検査において、賃金台帳等による人件費検査を実施した。（高齢対策課）</p>
<p>4 自立支援</p>		
<p>(1) 子育て支援</p>		
<p>① 里親総合支援事業費</p>		
<p>(i) 里親委託促進事業</p>		
<p>(ア) ふれあい里親事業における委託料について</p>	<p>食費相当額は県が負担すべきもので委託料に含めるべきではない。県里親連合会に対する委託料の算定及び精算について見直しが必要である。</p>	<p>平成29年3月24日（平成29年4月1日適用）にふれあい里親事業実施要領を改正し、県立施設（那須学園）の食費相当額は県（知事）が本委託料で負担する旨、規定の整理を行った。（こども政策課）</p>
<p>(イ) 県里連の経理処理について</p>	<p>県里連の平成27年度の決算報告書に、ふれあい里親事業の委託料収入が計上されていなかった。本事業は、県からの正式な委託事業であるため、適切に経理処理をして決算書に計上するよう指導</p>	<p>県里連に対し、ふれあい里親事業の委託料収入の計上を指導し、今年度決算から計上することとした。（こども政策課）</p>

	すべきである。	
② ひとり親家庭対策事業費		
(ア) 補助金交付先の事業計画の変更について	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金について、交付申請時の事業計画に変更が生じた場合には、事業計画の変更申請書を提出させ、その内容を検討すべきであった。	(公財) 栃木県ひとり親家庭福祉連合会から「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金交付要領」第7条に基づく変更承認申請書を提出させ、内容を審査したところ適当と認められたため、平成29年3月31日に変更を承認した。(こども政策課)
③ 入所児童自立援助費		
(i) 退所児童等アフターケア事業		
(ア) 退所児童等アフターケア事業委託料の積算について	委託先である当該組合は消費税免税事業者であり、委託料積算に際し消費税分の積算は不要であった。 当該組合に対し消費税相当額の返還請求を検討すべきである。	必ずしも返還を要しない旨、税務署等に確認し、本件については返還を求めないこととした。同様のケースに対し適切に対応していく。(こども政策課)
(イ) 委託料の見積について	消費税免税事業者であるにもかかわらず、見積額に消費税を加算しているため、修正させるべきである。 また、見積書に添付されている収支予算書の金額と見積の関係性が不明である。	必ずしも修正を要しない旨、税務署等に確認し、本件について修正は求めないこととした。同様のケースに対し適切に対応していく。 見積書に添付されている収支予算書と見積の関係性については、明確化するよう改善した。(こども政策課)
(ウ) 事業の実績報告について	委託事業実績報告時の提出書類については、法人全体ではなく委託事業に係る部分の収支報告書を提出させるべきである。	平成28年11月に委託事業に係る収支報告書を受領した。(こども政策課)
(ii) 退所児童等の社会的自立支援事業費補助金		
(ア) 収支予算書について	収支予算書については、法人全体ではなく補助事業に係る部分の収支予算書を提出させるべきであ	平成28年11月に補助事業に係る収支予算書を受領した。(こども政策課)

	る。	
(イ) 補助金状況報告書が未提出	補助事業者に対し、交付要領に基づき事業状況報告書を提出させるべきである。	平成28年11月に補助事業に係る事業状況報告書を受領した。 (こども政策課)
(ウ) 事業の実績報告について	収支報告書については、法人全体ではなく補助事業に係る部分の収支報告書を提出させるべきである。	平成28年11月に補助事業に係る収支報告書を受領した。 (こども政策課)
(iii) 情緒障害児短期治療施設処遇力向上事業 (ア) 委託費の積算根拠について	情緒障害児短期治療施設処遇力向上事業が開始となった平成26年度において、委託費の根拠となる設計書が作成されていなかった。	当該事業は平成26～28年度の3か年事業で終了している。 今後同様の事案に対し適切に対応する。 (こども政策課)
④ 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費 (i) 貸付申請書及び貸付申請者調書の保存について	長期間滞納している借受者の貸付決定時の貸付申請書及び貸付申請者調書が廃棄されていた。 貸付事業に係る書類については、「母子父子寡婦福祉資金事務取扱要領」に従い、すべて償還完了後5年間は保存すべきである。	平成29年1月に文書保存年数を償還完了後5年に変更した。 (こども政策課)
(ii) 貸付管理システムの運用について	母子寡婦基本台帳に、誤表記が多数見受けられた。 可能な限り管理システムのデータ補正を行い適切な管理台帳を作成すべきである。	平成29年1月に管理システムのデータ補正を行い適切な管理台帳を作成した。 (こども政策課)
(iii) 違約金不徴収の決定について	「違約金不徴収申請書」及び「違約金不徴収申請に係る調査書」を通査した結果、「母子父子寡婦福祉資金事務取扱要領」に定める違約金不徴収の基準に準拠していない可能性が高く、拙速な違約金不徴収の決定が行われたのではないかとの疑念が生じる。 違約金不徴収の基準を厳格に解釈し、不徴収決定の場合はその経緯及び結果を「違約金不徴収申請に係る調査書」に詳細に記載すべきである。	平成29年1月の担当者会議において、不徴収決定に際しては、基準を厳格に解釈し、違約金不徴収の場合、経緯や結果などを詳細に記載するよう注意喚起した。 (こども政策課)

(iv) 違約金不徴収申請への取り組みについて	不徴収決定への積極的な取組は、違約金の整理を促進するものであるが、拙速な判断が行われる恐れもあり、無理のない取組が望まれる。	違約金不徴収の取扱いについては、平成29年1月の担当者会議において、違約金不徴収の適切な取扱いと無理のない取組の再確認を行うなど、事務取扱要領の周知徹底を行った。(こども政策課)
(2) 高齢者支援 ① 日常生活自立支援事業費		
(i) 補助金交付申請書添付書類である事業計画書について	交付要領に基づき、県社会福祉協議会に事業計画書の添付を求めべきであった。	「生活困窮者就労準備支援事業等補助金交付要領」第3条に基づき、県社会福祉協議会に対し、平成28年度補助金の交付申請から遺漏なく事業計画書を添付させている。(保健福祉課)
(ii) 補助金状況報告書の未提出について	補助事業者に対し、交付要領に基づき事業状況報告書を提出させるべきである。	「栃木県補助金等交付規則」第11条等に基づき、県社会福祉協議会に対し、平成28年度補助事業から遺漏なく事業状況報告書を提出させている。(保健福祉課)
(iii) 県社会福祉協議会の利用料の掲示について	県社会福祉協議会のホームページに掲載している利用料に誤りがあったため、県としても広報の状況について確認すべきである。	県社会福祉協議会において、平成29年7月にホームページの記載内容を訂正した。 県としても随時広報の状況について、確認をしていくこととした。(保健福祉課)
(iv) 事業実績の把握について	毎月相当数の解約件数があるが、県は解約事由を把握していなかったため、県社会福祉協議会に当該事由の報告を求め問題のないものであることを確認すべき。 また、毎月末に待機者数及び契約準備者数が発生しているが、その状況が十分には把握されていないため、県社会福祉協議会に報告を求め、これらが長期間継続しているのか短期間に解消されているのか確認すべきである。	県社会福祉協議会に対し、平成28年度事業における解約事由の報告を求め、問題がないことを確認した。 待機者数及び契約準備者数に関する報告も含め、平成29年度事業から統計的に確認を行うこととしている。(保健福祉課)
5 医療 (1) 子育て支援		
① 周産期医療対策費		
(i) 総合周産期母子医療センター運営費補助金 (ア) 補助対象経	交付要領においては、補助対象	補助金の二重交付とされないよ

費の確認について

経費として備品購入費と減価償却費が並記されているが、備品購入費には固定資産の取得が含まれていると要領上解釈できる。

仮に、この補助金の交付対象とした備品等の減価償却費を補助対象経費に計上し補助金を交付した場合には、二重に補助金を交付することになってしまう。現在までに二重に補助金を交付したことはないとの県の説明であるが、今後固定資産台帳の確認等、補助金の二重交付とならないよう留意し補助対象経費を確認いただきたい。

う、平成28年度の実績報告書の審査において、医療機器の台帳等を確認することにより、補助対象経費の内容を確認している。

(医療政策課)

② とちぎ子ども医療センター事業費
(i) 補助金の対象経費について

県が定めた補助金交付要領によれば、県の補助金で整備されたとちぎ子ども医療センターの施設及び設備に係る減価償却費も対象としている。

栃木県における高度な小児医療を担う病院を支援するために、施設設備の更新等を大学の判断で適時に実施できるように自由に使える補助金を支給する趣旨は理解できるが、便宜的に補助金により取得した施設及び設備の減価償却費相当額を補助対象経費とすることは適切ではない。交付要領の対象経費から減価償却費を除外し、代わりに施設及び設備の更新に係る費用を補助対象経費として定めるべきである。

施設・設備の更新等を両大学の判断で適時適切に実施できるようにするために補助対象として減価償却相当額を算定したものであり、高度専門医療機能の確保・強化を図るための支援として、必要な仕組みと考える。

なお、こうした補助対象や報告書類の明確化を図るため交付要領を改正し、平成29年度実績報告から、減価償却相当額として交付された金額について、施設・設備の更新等に要した支出額の報告を求めるとともに各子ども医療センターの運営に係る資金収支及び資金繰り越し状況の把握に努める。

(医療政策課)

(ii) 補助金の対象経費の算定について

補助金額の算定において、とちぎ子ども医療センターの施設及び設備の更新に係る費用を合理的に積算し、補助金の対象経費を適切に算定すべきである。

(iii) 補助金の実績報告について

とちぎ子ども医療センターの運営に係る収支を正確に算定するとともに、減価償却費相当額に対応する施設及び設備の更新等に係る支出額の実績を報告させるべきである。また、その確認を行い補助金の使途を明確にすべきである。

(2) 高齢者支援

① がん総合対策費

(i) がん検診従事者資質向上事業

(ア) 事業の実施方法について

委託先である栃木県がん集検協議会が実施したがん検診従事者資質向上のための研修では、集団検診を実施する医療機関従事者のみを対象としているが、県が目指すがん医療の均てん化を推進するためには不十分であるため、栃木県がん集検協議会と協議して実施方法の変更を検討すべきである。

当該研修は、従来から対象者を集団健診機関に限定せず個別健診機関の医療従事者も対象としてきたが、本年度の委託契約の締結に当たり、実施要領及び委託仕様書において、研修の対象者に個別検診従事者が含まれることを明確化した。(健康増進課)

(ii) 認定看護師養成支援事業費

(ア) 事業の実施方法について

県では、がん医療の均てん化を図るべく「栃木県がん対策推進計画」を策定しているが、拠点病院への運営費補助金交付は健康増進課、認定看護師の養成支援は医療政策課が担当となっており、それぞれ別々の事業として執行されている。

拠点病院等はがんの専門的診療機能を担っているため、県は認定看護師の配置が進むように所管課間で連携して事業を実施できる方法を検討すべきである。

平成29年度は医療機関等に対し複数配置の必要性や養成支援の活用等について積極的に周知を図るほか、所管課間での配置状況の情報共有を行った。その結果、平成26年度比で認定看護師配置数は増加した。

また、平成29年度末に策定予定の栃木県がん対策推進計画(3期計画)では、拠点病院等の相談支援や緩和ケア等の質の向上に向けた取組を推進していく方向であることを踏まえ、平成30年度以降においても、所管課間における連携強化を図りながら、養成支援に取り組んでいく。

なお、栃木県における認定看護師登録者数(10万人対)は他県に比べ非常に少ない状況にあるため、平成29年度からがん分野に加え全ての分野(認知症看護・訪問看護など)を養成支援の対象とし、県内の認定看護師養成に力を入れているところである。

(医療政策課)

② 認知症総合対策推進事業費

(i) かかりつけ医認知症対応力向上研修事業

(ア) 事業の実施方法について

栃木県医師会への委託により実施した当該研修の平成27年度の受講者数は、想定した人数の約半分の実績であった。研修の効率的か

かかりつけ医に対する認知症対応力向上のための研修は今後とも重要であることから、開催時期及び開催時間や未受講者への研修の

<p>③ 介護保険推進事業費</p> <p>(i) 訪問看護ステーション経営サポート事業</p> <p>(ア) 事業の実施方法について</p>	<p>つ効果的な実施について委託先との更なる協議・調整が必要である。</p> <p>県では、在宅医療の充実のために事業者の安定経営を支援すべく、新規事業者を対象に電話や面接による相談やコンサルティング業務を公益財団法人栃木県看護協会に委託しているが、経営相談は一年のみの関与でありその経過観察は県としては実施していない。二年目以降は、同協会がその必要性から独自に経営相談を実施しているが、相談者が必要とする十分な指導がなされているかは把握していない。</p> <p>二年目以降の同協会の経営相談の状況を確認し、必要性に応じて継続的な支援についても検討すべきである。</p>	<p>周知方法等について委託先と協議・調整を図った。(高齢対策課)</p> <p>経営相談を受けたステーションに対し、一定期間経過後に経営改善状況を確認するため、再度コンサルティングを行うこととする。(医療政策課)</p>
<p>6 社会福祉法人</p> <p>(1) 社会福祉法人栃木県社会福祉協議会</p> <p>① 県社会福祉協議会に対する事項</p> <p>(i) とちぎ福祉プラザの管理・運営</p>	<p>指定管理者の自助努力による利益(次期繰越活動増減差額)は指定管理者が享受するものであるが、県社会福祉協議会の目的に照らし、公共の利益に資するような有効な活用方法を検討すべきである。</p>	<p>とちぎ福祉プラザの収益については、その一部を社会福祉事業会計に繰り出しているが、建物及び設備の老朽化による修繕にその多くを充当している。</p> <p>また、障害者スポーツセンター(わかくさアリーナ)において今年度から新たにネット予約システムを導入するなど、公共の利益に資するよう運用しており、引き続き、有効な活用を図っていく。(栃木県社会福祉協議会、保健福祉課)</p>
<p>(ii) 潜在的有資格者等再就業促進事業費(研修事業)の実施方法</p>	<p>介護の仕事復帰講座・介護職スタート講座について、参加希望者の移動時間を考慮して研修の開催場所は県全域で行うべきである。</p>	<p>平成28年度は毎回違った研修内容で実施し、平成29年度には宇都宮市内の介護施設を研修会場として実施した。</p>

<p>について</p>	<p>また、開催場所の確保が問題であれば、介護施設に設けられている地域交流スペースの使用に加え、当該介護施設内の見学も合わせて行う等、介護に対する理解がより一層得られるような研修方法を検討すべきである。</p>	<p>また、今年度は栃木労働局と連携して、栃木市及び那須塩原市において福祉職の就業を目的とした講座も開催予定であり、介護に対する理解が一層得られるよう、引き続き、研修方法等について工夫していく。 (栃木県社会福祉協議会、保健福祉課)</p>
<p>(iii) 介護人材マッチング機能強化事業の実施方法について</p>	<p>「福祉のお仕事ミニ面談会」について、求職者や事業所が参加しやすくなるような開催場所や開催日を設ける等、効率的・効果的な実施方法を検討すべきである。</p>	<p>平成28年度からは、全て土曜日を実施するなど、利用者の利便性を考慮した効率的・効果的な実施に努めている。 (栃木県社会福祉協議会、保健福祉課)</p>
<p>② 県に対する事項 (i) 指定管理の協定範囲の見直し</p>	<p>とちぎ福祉プラザの指定管理の協定では、維持管理と運営をセットにしているが、維持管理と運営を同一の協定にする合理性はなく、協定を維持管理と運営に分割すべきである。</p>	<p>指定管理者制度は、基本的には、対象となる公の施設の管理を包括的に指定管理者に行わせることを想定しており、施設の維持管理、管理運営及び有料施設の利用許可等を一括して指定管理業務の範囲とすることが適当であると考えられる。 (保健福祉課、行政改革推進室)</p>
<p>(ii) 県社会福祉協議会からの仕入控除税額の報告の徴収について</p>	<p>通常、補助金の交付団体には県への仕入控除税額の報告義務が課されているが、県社会福祉協議会にはこのような報告義務は課されていない。県社会福祉協議会だけを例外とする理由はないため、県は、県社会福祉協議会からも仕入控除税額についての報告を求めるべきである。</p>	<p>県社会福祉協議会に対し、平成28年度事業から仕入控除税額報告書の提出を求めることとし、平成29年8月に受理した。 (保健福祉課)</p>
<p>(iii) 介護人材参入促進事業費の実施対象について</p>	<p>中学生・高校生を対象とした出前講座について、より多くの生徒が介護への理解を深め介護職に興味を抱く機会を提供するため、実施要領等に目標値を設定すべきである。</p>	<p>平成29年度から実施要領に実施回数を設定し、より効果的な介護の仕事のイメージアップ及び魅力発信に努めている。 (保健福祉課)</p>
<p>(iv) 潜在的有資格者等再就業促進事業費（職場体験事業）の実績報告について</p>	<p>介護人材を確保するために実施した一連の各種事業が効果的であるか評価・測定するため、各種事業を体系的に評価できるような実績報告の方法を検討すべきである。</p>	<p>介護人材緊急確保対策事業を実施するにあたっては、一連の事業の効果を評価するため、平成29年3月24日に開催した栃木県介護人材確保対策連絡調整会議においてPDCAサイクルによる事業の</p>

<p>(2) 社会福祉法人と ちぎ健康福祉協会 ① とちぎ健康福祉 協会・県に対する 事項</p>	<p>県がとちぎ健康福祉協会に譲与した、わかくさ、宝木保育園の建物の取り壊しについては、両者合意のもと進めているものの、正式な書面として覚書等を残しておくべきである。</p>	<p>評価及び改善を実施した。 (保健福祉課)</p> <p>当該建物については既に取壊済のため、今後同様の事例が発生する場合は、その対応について覚書等、正式な書面に残すなど、適切に対応する。 (こども政策課、とちぎ健康福祉協会)</p>
<p>② とちぎ健康福祉 協会に対する事項 (i) 委託契約の契 約方法について</p>	<p>高齢者向けの情報誌に係る委託契約について、競争入札とすることを検討すべきである。</p>	<p>平成29年度の契約は、指名競争入札により実施した。 (とちぎ健康福祉協会)</p>
<p>(ii) 前受収益の会 計処理について</p>	<p>シルバー大学校における授業料及び資料代について開校前に1年分を前受けて徴収しているが、決算書では、資料代は前受収益を計上し、授業料は計上していない。それぞれ異なる収益の計上方法としていたため、会計処理の統一を図るべきである。</p>	<p>平成28年度から、収入時点において一括計上とし、会計処理を統一した。 (とちぎ健康福祉協会)</p>
<p>(iii) 拠点区分間の 内部振替につい て</p>	<p>とちぎ健康福祉協会の一般管理費のうち各拠点区分の負担相当分について、適正な内部振替基準を策定し、拠点区分間繰入金額の客観性を確保すべきである。</p>	<p>拠点区分間の内部振替に係る法人としての基本的な考え方を平成29年8月に作成した。 (とちぎ健康福祉協会)</p>
<p>(iv) 退職給付引当 金の計上につい て</p>	<p>退職引当金の計上額が過大であったため、同引当金の正確な会計処理を行うべきである。</p>	<p>平成28年度から適正額（期末要支給額）を引当することとした。 なお、過大計上は、平成29年度決算において解消の見込みである。 (とちぎ健康福祉協会)</p>
<p>③ 県に対する事項 (i) 指定管理の協 定範囲の見直し について</p>	<p>とちぎ健康づくりセンターととちぎ生きがいくりセンターの指定管理の協定について、維持管理と運営を同一の協定にする合理性はなく、協定を維持管理と運営に分割すべきである。</p>	<p>指定管理者制度は、基本的には、対象となる公の施設の管理を包括的に指定管理者に行わせることを想定しており、施設の維持管理、管理運営及び有料施設の利用許可等を一括して指定管理業務の範囲とすることが適当であると考</p>

<p>(ii) 指定管理者の募集について</p>	<p>平成25年6月から指定管理制度の運用指針が見直され、再委託できない主要業務を公募要領等に明記することが可能になったにもかかわらず、保健福祉課ではこれを行わず、全業務項目の再委託を禁ずる表現に止めた。</p> <p>結果として、公募要領の曖昧な記載が応募者の参加機会を阻害しているおそれがある。指定管理制度の有効性を高めるには応募者を増やす必要があり、事業者の参加機会が失われないよう配慮すべきであった。</p>	<p>える。</p> <p>(保健福祉課、行政改革推進室)</p> <p>今回の指定管理者の選定に当たっては、公募要領の記載を見直し、適切に対応する。</p> <p>(保健福祉課、行政改革推進室)</p>
<p>(iii) 土地の無償貸付について</p>	<p>とちぎ健康福祉協会が運営する4つの施設(宝木保育園等)の敷地は県の普通財産であり、とちぎ健康福祉協会に無償で貸し付けられているが、無償で貸し付けることを検討した形跡がなく検討や決定の経緯が不明である。また、当該契約を締結(更新)する際に、当該施設の財務状況について県では勘案していない。</p> <p>普通財産の貸付(更新)に当たっては、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例を適用するか否かを検討の上決定し、その経緯を明確にすることが望ましい。</p>	<p>普通財産の貸付については、原則有償であるが、当該貸付については、「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」第4条第1項第1号に基づき、「栃木県公有財産事務取扱規則」第38条第2項の規定によりとちぎ健康福祉協会から「県有財産貸付料減免申込書」が提出され、「栃木県県有財産貸付事務処理要領」の「貸付減免基準」により審査し、無償としたものである。</p> <p>普通財産の貸付にあたっては、無償貸与の検討や決定の経緯を明確にするなど、適切に対応していく。</p> <p>(障害福祉課、こども政策課)</p>
<p>(iv) 契約書の保管状況について</p>	<p>土地の使用貸借契約の更新における使用貸借契約書の原本をとちぎ健康福祉協会に保有していなかったため、契約書の取り交わしは迅速に行われるべきである。</p>	<p>桜ふれあいの郷敷地及び清風園敷地に係る使用貸借契約書について、平成28年8月にとちぎ健康福祉協会に交付した。</p> <p>今後は、契約書の速やかな取り交わしの徹底を図っていく。</p> <p>(障害福祉課)</p>
<p>(3) 社会福祉法人に対する指導監査 ① 社会福祉法人の内部留保額について</p>	<p>県としても、所管する社会福祉法人の「社会福祉充実残額」の算定を前提として社会福祉法人の内部留保額を確認すべきである。</p>	<p>平成28年度の会計年度終了後、社会福祉法人から届け出られた計算書類等及び財産目録等の内容を確認するとともに、法人に対する指導監査において、社会福祉充実</p>

<p>② 文書指摘と口頭指導について</p>	<p>指導監査調書を閲覧したところ、一部の項目について口頭指導としていたが、改善事項として重要であることから、文書指摘として書面の提出を求めるべきである。</p>	<p>残額が生じる場合には必要な準備を進めるよう指導している。 (保健福祉課)</p> <p>改正社会福祉法の施行に基づき、平成29年度以降の社会福祉法人に対する指導監督について、国の基準を明確化（ローカルルールの是正）するため、厚生労働省で指導監査要綱を見直し、新たに作成した指導監査ガイドラインにおいて文書指摘を行う基準を定めた。</p> <p>今年度の指導監査から重要性に鑑み、文書指摘として是正状況について書面の提出を求めている。 (保健福祉課)</p>
<p>③ 確認事項項目の未記入項目について</p>	<p>指導監査において、確認事項項目の中に未記入の項目が散見されたが、該当がない場合には該当なしと記入すべき。</p>	<p>本年度の指導監査から監査調書における確認事項について、対象外の法人については必ず「該当なし」と記入している。 (保健福祉課)</p>